明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○広島ヘリポートの設置許可申請があった件（国土交通四四三）　一
○航路標識に関する件（海上保安庁九六～一〇一）　三
〔人事異動〕
最高裁判所　四
〔官庁報告〕
官庁事項　七
水産基本計画の変更について（農林水産省）　六
漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更の公表について（同）　三
漁港漁場整備長期計画の公表について（同）　三
公聴会　三
広島ヘリポートの設置に関する公聴会（大阪航空局）　三
〔公　告〕
諸事項　三
裁判所　三
破産、免責、再生関係　三
地方公共団体　三
解散命令、行旅死亡人関係　三
会社その他　三
会社決算公告　三

告示

○国土交通省告示第四百四十三号

広島県から広島ヘリポートの設置許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　設置の目的　広島都市圏の防災活動等に資するため（公共用）

二　申請者の氏名及び住所　広島県　広島県広島市中区基町十番五十二号

三　空港等の名称及び位置並びに標点の位置　広島ヘリポート　広島県広島市　北緯三十四度二十二分十七秒　東経百三十二度二十五分四秒（標高二・七メートル）

四　空港等予定地並びにその所有者の氏名及び住所

イ　空港等予定地　広島県広島市西区観音新町四丁目二千八百七十四番二十三ほか二十二筆

ロ　空港等予定地の所有者の氏名及び住所　広島県　広島県広島市中区基町十番五十二号

五　空港等の種類及び滑走路の強度

イ　空港等の種類　陸上ヘリポート

ロ　滑走路の強度　全備重量の十一トンに耐える強度

六　空港等の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分（総面積四十九万五千九十四平方メートル）

七　着陸帯　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ三十五メートル　幅三十メートル）

八　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

九　進入表面　第二図のうち、着陸帯の二辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

十　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の二辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の二辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の二辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

十一　水平表面　第二図のうち、空港等の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径二百メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

十二　空港等の施設の概要

イ　滑走路

(1)　長さ　三十五メートル

(2)　幅　三十メートル

(3)　方位　北二十八度四十三分五十八秒東（真方位）

(4)　舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装

ロ　その他

(1)　飛行場標識施設　一式

十三　設置予定の航空保安施設の概要　航空灯火　一式

十四　供用開始の予定期日　平成二十四年十一月十五日